

J A M 政策NEWS

2007年6月13日 第2007-50号

【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】政策政治グループ

03-3451-2425

E-MAIL : seisaku.seiji@jam-union.jp



消えた年金

年金に、「ありえない」ことが起きている！！

厚生年金や国民年金の保険料を払ったはずなのに、その記録が「残っていない」「見つからない」という大変なことが起きています。国会で審議するたびに、新たな問題が露呈し、公的年金に対する信頼は地に落ちてしまいました。この問題は、民主党の粘り強い追及により明らかになりました。

記録の確認はあわてずに！

年金保険料を払った記録が正確に社会保険庁のオンラインシステムの中に登録されていないと、払ったはずの保険料に見合った年金が受け取れません。自分が払った保険料が無駄にならないよう、

年金加入記録の確認が必要です。今のところ社会保険事務所に行っても何時間もまたされます。また、「ねんきんダイヤル」に電話をかけてもずっと「お話中」です。驚いたことに「ねんきんダイヤル」では、「時給 1050 円」で臨時に雇った人も対応しているそうです。この人たちは年金については「素人」で、マニュアル通りの対応しかすることができません。答えられない人もいるそうです。自分の年金記録がどうなっているのか心配している方も多いと思いますが、現在年金を受給している人・もうすぐ 60 歳になる人以外は、もう少し落ち着いてから確認をすることをお勧めします。

こんな方は要注意！

- ・住所が変わったことがある方
- ・結婚などで姓が変わった方
- ・転職や転勤が多い方
- ・氏名が違う読み仮名で登録されている可能性がある方
(例 「正一 ショウイチ、マサカズ」)
- ・特例納付制度を利用して保険料を一括納付したことがある方
(学生納付特例などで保険料納付に猶予になり、就職後猶予期間分を一括納付した)

年金加入記録の請求方法

社会保険庁ホームページの「年金個人情報サービス」を利用する。(IDとパスワードの発行に2週間程度かかります)

「ねんきんダイヤル」(0570-05-1165、0120-657830)基礎年金番号、生年月日、住所、電話番号を申し出て郵送してもらう。

社会保険事務所の窓口で年金加入記録を請求する。来年4月から60歳未満の方には「ねんきん定期便」が届くことになっています。これでも加入記録の確認ができます。

(35・58歳は今年の4月から、45歳は今年の12月から)

年金手帳

加入記録の請求には年金手帳が必要です。

- ・1996年までに発行されたもの = オレンジ色
オレンジ色の年金手帳を持っている方は1997年1月に「基礎年金番号通知書」が送付されています。
- ・1997年以後に発行されたもの = 青色
1997年以後紛失して再発行した場合は青色です。

「年金手帳がない！！」

年金手帳は本人が保管することが原則ですが、「手帳をなくさないように」との親心で会社が手帳を預かっている場合があります。ない場合は、まず会社に確認してみましょう。紛失した場合、社会保険事務所で再発行できます。

6月14日 14:45から
NHKでテレビ中継

津田やたろう参議院議員
年金問題で安倍総理に質疑